

第18号議案

ふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例（令和3年ふじみ野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ふじみ野市立こども発達支援センター条例

第1条中「ふじみ野市立児童発育・発達支援センター」を「ふじみ野市立こども発達支援センター」に改める。

第15条中「ふじみ野市児童発育・発達支援センター運営審議会」を「ふじみ野市こども発達支援センター運営審議会」に改める。

第20条第1項中「招集し、会議の議長となる」を「招集する」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 会長は、会議の議長となる。

第21条中「子育て支援課」を「こども家庭センター」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（ふじみ野市立市民交流プラザ条例の一部改正）

2 ふじみ野市立市民交流プラザ条例（令和4年ふじみ野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第5号中「ふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例」を「ふじみ野市立こども発達支援センター条例」に、「ふじみ野市立児童発育・発達支援センターの」を「ふじみ野市立こども発達支援センターの」に改める。

令和8年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立児童発育・発達支援センターの名称の変更等をするため、ふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。